

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者の方へ

国民健康保険税の減免

対象となる方

以下(1)(2)のいずれかに該当するに至った世帯が対象となります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
⇒ **対象期間の保険税を全額減額**
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の①から③全てに該当する世帯 ⇒ **対象期間の保険税の一部を減額(下記参照)**
 - ① 世帯主の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填された金額を差引額)が前年の当該事業収入等の額より10分の3以上減っていること。
 - ② 世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③ 世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

※なお、世帯主以外の構成員収入で生計が維持されている場合、国民健康保険法施行規則第10条の2による世帯主の変更が必要です。(主たる生計維持者=世帯主)

減免の対象となる保険税及び減免額の算定方法

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税が減免の対象で減免額は以下の算定によります。

$$(1) \text{減免対象国民健康保険税額} = A \times B \div C$$

A: 世帯全員分の国民健康保険税額

B: 世帯主の減少する事業収入等に係る前年の所得額

C: 世帯主及び世帯に属する被保険者全員分の前年の合計所得金額

$$(2) \text{減免額} = \text{減免対象国民健康保険税額} \times \text{減免又は免除の割合} \text{ (以下の表)}$$

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※事業等の廃止や失業の場合は、減免対象保険税額の全部を免除

申請手続等

- ・申請書のほか、令和2年の収入見込み金額は、その明細書等状況が分かる資料の提出が必要となります。
- ・平成31年分(令和元年分)の申告がお済でない方は、申告が必要となります。

阿蘇市 税務課 TEL22-3148(直通)

(裏面もご覧ください)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の方に対する 国民健康保険税の減免制度・減免額の算定方法(計算例)について

対象となる期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税に適用

対象となる方

(1)世帯主が死亡し又は重篤な傷病(※)を負った世帯 ⇒ 全額免除

※1か月以上の治療を要した方や人工呼吸器などを用いた治療を受けた方

(2)世帯主の事業収入等(事業収入・不動産収入・山林収入又は給与収入)が
前年より10分の3以上減少が見込まれる世帯(※)

※世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円を超える方を除く。

※世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円を超える方を除く。

減免額の算定方法

減免対象 保険税額(D)	=	世帯の保険税額 (A)	×	世帯主の減少が見込まれる 事業収入等に係る前年所得 (B)	/	世帯全員の前年 の合計所得金額 (C)	
↓	×	世帯主の前年の合計所得金額	300万以下	400万以下	550万以下	750万以下	1000万以下
		減免の割合(D)	100%	80%	60%	40%	20%

計算例①

世帯の中で夫婦2人が所得があり、前年の合計所得金額が405万円(世帯主345万円)

世帯主 事業収入 所得(B)	500万円 345万円	+	配偶者 給与収入 所得	125万円 60万円	=	世帯の合計所得金額 収入合計 所得(C)	625万円 625万円 405万円	世帯の保険 税額(A)	50万円
↓ 世帯主の事業収入等が前年と比較して30%以上の減収が見込まれる ↓									
世帯主 事業収入 所得(B)	300万円 200万円	減免額 の計算	(A) 50万円 × (B) 345万円 / (C) 405万円 × (D) 80%	減免額(E) 34万円	減免後保険税額 (A) 50万円 - (E) 34万円	= 16万円			

計算例②

世帯の中で夫婦2人が所得があり、前年の合計所得金額が767万円(世帯主600万円)

世帯主 事業収入 年金収入 所得(B)	1000万円 200万円 600万円	+	配偶者 給与収入 年金収入 所得	120万円 200万円 167万円	=	世帯の合計所得金額 収入合計 所得(C)	1520万円 1520万円 767万円	世帯の保険 税額(A)	60万円
↓ 世帯主の事業収入等が前年と比較して30%以上の減収が見込まれる ↓									
世帯主 事業収入 年金収入 所得(B)	300万円 200万円 300万円	減免額 の計算	(A) 60万円 × (B) 600万円 / (C) 767万円 × (D) 40%	減免額(E) 18.7万円	減免後保険税額 (A) 60万円 - (E) 18.7万円	= 41.3万円			